

芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託
公募型プロポーザル説明書

芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力事業者（以下「優先交渉権者」という）を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務の参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は次によるものとする。

I. 一般事項

1 調達方式の概要

本プロポーザルは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の対象事業である。本プロポーザルを実施し、技術提案書を選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結する。

その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される「基本協定」に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

2 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者は、優先交渉権者の選定後、速やかに「芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務」（以下「技術協力業務」という。）の委託契約を締結するとともに、発注者と優先交渉権者との間で工事の契約に至るまでの手続きに関する「基本協定」を取り交わし、円滑に価格等の交渉を行うものとする。概要については別紙①のとおり。
- (2) 発注者及び設計業務委託者（以下「設計者」という。）並びに優先交渉権者は、実施設計時に優先交渉権者から提案される技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくため、三者協議会を組織する。
- (3) 本プロポーザル及び実施設計業務の期間中に提案され、発注者より採択された技術提案等を基に、工法や仕様について三者協議会において協議する。
- (4) 発注者は、実施設計業務完了後に優先交渉権者と見積合わせを行う。その金額が、発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額を持って工事請負契約の仮契約を締結する。
- (5) 工事請負契約の仮契約の締結をしたのち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得た日から本契約とする。ただし、議会において否決された場合はその効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、発注者に対して何らの損害賠償を請求することはできない。
- (6) 発注者は優先交渉権者と工事請負契約の仮契約を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者から順に当該契約の締結について、価格等の交渉の意思を確認した上で技術協力業務委託の契約の締結及び価格等の交渉を行う。なお、単体又は特定企業体は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる情報を第三者に漏らしてはならない。

- (7) 本説明書のほか本プロポーザルの実施にあたっては、芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

3 業務の概要

- (1) 件名
芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託
- (2) 実施場所
小諸市新町二丁目 346-1 他（別紙②：位置図）
- (3) 業務内容
本工事施工者の立場から高度な技術提案及び技術支援を行う。
※詳細は「芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事における設計技術協力業務委託特記仕様書」による。
- ① 設計の確認
 - ② 施工計画の作成
 - ③ 技術情報等の提出
 - ④ 全体工事費の算出
 - ⑤ 関係機関との協議資料作成支援
 - ⑥ 技術提案
 - ⑦ 設計調整協議
 - ⑧ 報告書の作成
- (4) 履行期限
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
ただし、3 月議会で議決後延長予定（5 月末まで延長予定）。

4 工事の概要（詳細は学校再編に関わる芦原中学校改修増築工事基本設計図書による）

- (1) 工事名 芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事
- (2) 工事場所 小諸市新町二丁目 346-1 他（別紙②：位置図）
- (3) 工事種目 増築工事及び改修工事
- (4) 建築面積 5,387 m²
- (5) 延床面積 13,917 m²
- (6) 構造・規模 鉄筋コンクリート造・地上 3 階（既存部）／地上 1 階（増築部）
- (7) 工事内容
芦原中学校区義務教育学校校舎等整備工事に関する建築・電気設備・機械設備・外構工事
- (8) 工期 令和 8 年 7 月着工予定、令和 10 年 3 月より早い時期に完成
- (9) 事業費参考額
工事規模として、35 億円（税込）を想定
※上記、事業費の対象外は下記参照
- ・仮設校舎賃貸借に要する費用
 - ・東側駐車場・ロータリー整備費（舗装工事除く）、支障物撤去・処分費
 - ・既存校舎東側渡り廊下及び中庭樹木等の撤去・処分費

5 実施に係る日程

区分	項目	日程
説明書等公表	告示	令和7年10月14日
	説明書の配布期間	令和7年10月14日から令和7年12月2日まで
	質問受付期間	令和7年10月14日から令和7年10月31日まで
	事業者向け現地視察会	令和7年10月19日（※予約制）
	質問回答・ヒアリング	令和7年11月中旬予定
参加資格確認	参加表明書受付開始	令和7年10月14日
	参加表明書受付締切	令和7年10月28日
	参加確認結果の通知	令和7年11月4日
技術等審査	技術提案書受付開始	令和7年11月5日
	技術提案書受付締切	令和7年12月2日
	優先交渉権者選定の通知	令和7年12月中旬予定
基本協定・技術協力業務契約締結		令和7年12月予定
技術協力業務・価格交渉期間		令和7年12月から令和8年3月まで（R8.5末まで延長予定）
見積合わせ		令和8年3月予定（R8.5末まで延長予定）
工事請負契約締結		令和8年3月予定（R8.5末まで延長予定）

II. 参加表明

1 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ小諸市長により本プロポーザルに係る参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 単体、共同企業体代表者、共同企業体構成員すべてに共通の要件

- ①令和7・8・9年度の小諸市建設工事入札参加資格について、小諸市建設工事入札合理化対策要綱（平成12年小諸市告示第2号）に基づいて、「建築一式」で競争入札参加資格の認定を受け、小諸市建設工事入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③公告日から契約締結までの間（議会議決日）に、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成12年小諸市告示第32号）の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④小諸市の事務事業等からの暴力団排除措置要綱（平成24年小諸市告示第35号）に規定する排除対象者でないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可が決定した者又は民事再生法に基づく再生計画の認可が確定した者については、当該申立てがされていない者とみなす。

⑥建築工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく、特定建設業の許可を受けている者であること。

⑦長野県内に本店を有する者であること。

⑧建築一式工事について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査結果通知書（参加表明書提出日において現に効力を有する直近のものに限る。）の写しを提出できる者であること。

⑨次に掲げる者は、同一の一般競争入札に参加できない。

ア 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。

イ 一方の会社に代表権のある役員が他方の会社の役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者。

ウ 2 以上の共同企業体の構成員となっている者。

⑩本プロポーザルに単体で参加する者は、共同企業体の構成員となることはできない。

⑪公告日から過去 180 日以内に竣工した小諸市発注の同種工事で、小諸市建設工事評定点が 59 点以下の工事がある者は本プロポーザルの入札には参加できない。

（2）単体又は共同企業体代表者の要件

①平成 27 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 14 日までに竣工した、国、地方公共団体、独立行政法人発注の延べ床面積 2,000 m²以上でかつ階数が 3 以上の学校（学校教育法第 1 条による施設）本体の建築物を、新築、増築、改築工事として元請施工した者（工事が完成し、引渡し完了したもの）。ただし、共同企業体による施工は共同企業体の代表者のみとする。

②直近の長野県における「建築一式」の総合評定値(P 点) が 1,250 点以上の者であること。

③技術協力業務完了後、本工事の契約を結ぶ際には、次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事に専任で 1 名以上配置できること。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者

イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

ウ 公告日までにプロポーザル参加者と 90 日以上継続した直接的な雇用関係がある者

なお、当該監理技術者は（4）で定める技術協力業務の管理技術者との兼任を認める。

（3）共同企業体 2 位以降の構成員の要件

①小諸市内に本店を有する者であること。ただし、共同企業体代表者が小諸市内に本店を有するものである場合は、長野県内に本店を有する者とすることができる。

②小諸市建設工事入札参加資格等級格付の建築一式が A ランクの者であること。

③技術協力業務完了後、本工事の契約を結ぶ際には、次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者を当該工事に専任で 1 名以上配置できること。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者

イ 公告日までにプロポーザル参加者と 90 日以上の継続した直接的な雇用関係がある者

(4) 本業務における配置予定管理技術者の要件

①単体又は共同企業体の構成員は次に掲げる者のいずれかを有する者を本業務の管理技術者として配置できること。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者

イ アと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したもの。

②配置予定の管理技術者は参加表明書の提出期限日までにプロポーザル参加者と 90 日以上の継続した直接的な雇用関係がある者

(5) 共同企業体の要件

①自主的な共同企業体であること。

②名称は共同企業体が特定できる名称とすること。

③経営の形態は、共同施工方式であること。(甲型)

④2 者又は 3 者による共同企業体とする。

(6) 地域活性化に係る要件

以下の①～④のいずれかにより合算で請負額の 1 割 (税込) 以上の費用を市内において支出すること。

①本社の所在地が小諸市内にある企業に下請け工事を出すこと。なお、下請けは 1 次下請けと数次の下請けも含むものとするが、上位の下請業者が市内業者の場合、その下位の下請業者が市内業者であっても、下位業者の下請額は上記下請要件の額に含めることはできない。

②市内業者が製造した建築資材の購入額も上記下請要件に含む。また、本社が市内に無くても、市内の工場で製造された建築資材の購入額は下請要件に含む。

③市内業者を含む共同企業体の場合は、市内業者の出資比率分を達成したものとみなす。

④その他小諸市内の地域活性化に資する方策として、市内における役務の提供等に係る支出も含む。

2 参加表明書の作成要領、提出期間、場所及び方法

(1) 作成要領

「参加表明書及び技術提案書作成要領」による。

(2) 提出期限

令和 7 年 10 月 28 日 (火) 午後 5 時 15 分まで (土、日曜及び祝日を除く)

3 質問及び回答

(1) 受付期限

令和 7 年 10 月 31 日 (金) 午後 5 時 15 分まで (土、日曜及び祝日を除く)

(2) 回答方法

令和 7 年 11 月中旬に、参加資格確認の結果、参加資格要件を満たしていることが確認できた者に対し、個別に質問回答およびヒアリングを行う。実施時間、場所については別途通知する。

(3) ヒアリング

質問に対する回答とあわせて、ヒアリングを実施する。日時は、提出された参加申

請書に記載の連絡担当者あてに、担当部局からメール及び、書面にて別途通知する。
なお、必要に応じ、参考資料（提案に係る図書等）の提出も可とする。

4 参加資格確認結果の通知について

(1) 参加資格確認方法

「Ⅱ. 1 参加資格要件」に基づき参加資格の確認を行う。

(2) 通知日 令和7年11月4日（火）

(3) 通知方法

提出された参加申請書に記載の連絡担当者あてに、担当部局からメール及び、書面にて通知する。

Ⅲ. 技術提案

1 技術提案書の提出

(1) 作成要領

「参加表明書及び技術提案書作成要領」による。

(2) 提出期限

令和7年12月2日（火）午後5時15分まで（土、日曜及び祝日を除く）

2 審査

(1) 技術審査

技術提案書の審査は学識経験者等によって実施する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年12月中旬までに参加者に対し書面で通知する。

あわせて、小諸市ホームページにも掲載する。

なお、審査の経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

3 評価項目

技術提案書の評価項目等は、以下の通りである。詳細については「参加表明書及び技術提案書作成要領」による。

評価項目	評価事項
1) 業務の実施方針 (配点100分の10)	① 業務の実施体制 ② 配置予定技術者の実績
2) 工程・施工計画について (配点100分の30)	① 工程・施工計画に係る具体性・実現性・安全性、工期短縮等 ② 労務、資機材等の逼迫状況に係る調達計画
3) 騒音・振動対策について (配点100分の30)	① 学校運営への影響が最小限になるような騒音・振動対策 ② 上記2)の施工計画と連携した学校運営エリアと工事エリアの効率的な騒音・振動対策
4) 事業費の縮減について (配点100分の20)	① 設計者との協力体制等 ② 独自技術等による工事費縮減の効果 ③ 工事費縮減の効果に係る具体性、実現性等

IV. 基本協定書の締結について

1 技術協力業務委託契約の締結

- (1) 優先交渉権者と、発注者が設定する予定価格を上限とする範囲内で見積徴取を実施した上で契約を締結する。なお、選定された優先交渉権者が契約締結を辞退した場合は、技術提案書を提出したもの（優先交渉権者を除く。）のうち、審査で定めた次順位の者に交渉権が与えられるものとする。
- (2) 契約手続きは、小諸市財務規則（昭和55年6月27日規則第16号）の定めによる。
- (3) 技術協力業務の委託契約に際し基本協定を締結するものとする。

V. 工事契約について

1 工事契約相手方の決定について

- (1) 優先交渉権者に対し、本工事に係る工事請負契約の第1位交渉権が与えられるものとする。
- (2) 価格の交渉
 - ① 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
 - ② 優先交渉権者は見積書等を作成し、指定の方法により提出する。
 - ③ 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には見直しを行う。
 - ④ 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、上記②と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
 - ⑤ 積算基準類に設定のない工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については小諸市建設工事標準請負契約約款第25条に基づく請求の対象外とする。
 - ⑥ 見積合わせの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、工事請負契約を締結する。
 - ⑦ 上記③に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。
- (3) 小諸市長は第1位交渉権を与えられた者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。
- (4) 契約手続きは小諸市財務規則の定めによる。
- (5) 価格等の交渉の不成立
 - ① 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を紙により通知する。
 - ② 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
 - ③ 発注者は、第1位交渉権を与えられた者との交渉等が不成立となった場合、技術提案書を提出した者（技術協力業務委託契約を締結したものを除く。）のうち、順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で技術協力業務委

託契約の締結及び価格等の交渉を行う。

2 技術提案内容の変更について

技術提案の設計段階での不採用、施工条件の変更、災害等、受注者の責めに帰さない理由による技術提案内容の変更については責を問わない。

3 本工事監理業務について

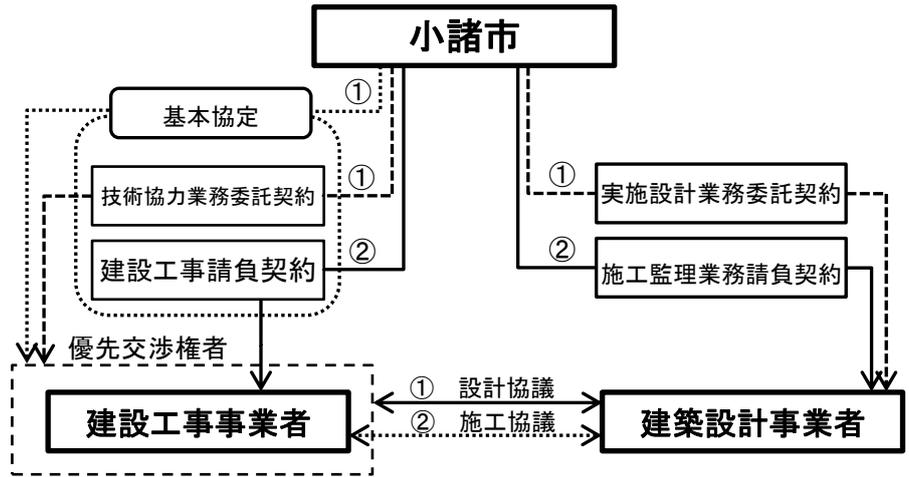
本工事に係る監理業務は、別途監理請負業務として発注する予定である。

VI. その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び参加資格確認の結果、参加資格要件を満たしていることが確認できなかった者は、技術提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書は返却しない。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。
- (6) 技術提案書等の提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、原則変更できないものとする。
- (7) 工事段階において、設計段階での不採用となった場合を除き、技術提案内容が不履行であった場合、損害賠償及び、工事成績評定の減点等の措置を行う。
- (8) 提案者が1者であった場合も審査を実施する。
- (9) この公告に関する問合せ先

小諸市教育委員会事務局 学校教育課 再編整備係
〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号
電話 0267-22-1700 (内線 2326) FAX 0267-23-8857
電子メール gseibi@city.komoro.nagano.jp

スキーム図



※①は実施設計期間における関係、②は工事期間中における関係を示す。

優先交渉権者の選定までの流れ

